

議案第 180 号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市準用河川占用料徴収条例（平成 12 年川崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項を次のように改める。

- 3 流水占用料の額を算出する基礎となる占用の水量が毎秒 0.01 リットル未満であるとき、又は占用の水量に毎秒 0.01 リットル未満の端数があるときは、その全水量又はその端数の水量を切り捨てて計算するものとする。

第 2 条第 4 項中「第 1 項及び第 2 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 土地占用料の額を算出する基礎となる占用の面積若しくは占用の長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき、又は占用の面積若しくは占用の長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

準用河川の流水占用料等の額を算出する基礎となる水量等の端数処理の方法を変更すること等のため、この条例を制定するものである。